

議 案 第 55 号

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例制定の件

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年10月8日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

児童福祉法等の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年摂津市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。
(摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第2条 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例(平成26年摂津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型
認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条
の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第
28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改め
る。

(摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成
26年摂津市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条第3項中「母子健康法（昭和40年法律第141号）」を「母子保健法」に改める。

（摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年摂津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。